

喜多方市まちなみ景観形成事業実施要領

(目的)

第1条 喜多方市まちなみ景観形成事業(以下「事業」という。)の実施については、喜多方市補助金等の交付等に関する規則(平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。)及び喜多方市まちなみ景観形成事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業の実施方針)

第2条 この事業は、住民が主体となり良好な景観の形成を図り、本市のイメージアップと市民生活の快適性及び利便性の向上に資するとともに、地域住民の活力を増進させるため、喜多方市景観計画で規定する景観計画区域の良好な景観を形成する建築物等を整備するものとする。

(事業対象者及び事業対象団体の認定)

第3条 この事業を実施することができる者(以下「事業対象者」という。)は、喜多方市景観条例第20条で規定する景観形成住民団体であって、景観形成に関する住民協定を締結し、事業対象団体として市長の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)に属している者とする。

2 前項の認定を受けようとする団体は、喜多方市まちなみ景観形成事業対象団体認定申請書(様式第1号)(以下「団体認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住民協定調書(様式第1号別紙)
- (2) 住民協定書の写し
- (3) 住民協定実施計画書(任意様式)
- (4) 位置図

※日本工業規格A列4番又は3番で、土地境界又は建物形状の分かる図面に、協定区域は青線で縁取り、協定者を黄色で塗りつぶして表示すること。

3 市長は、申請があった場合は、事業対象団体認定基準(別記)に基づき申請内容を審査し、その内容が認定基準を満たしている場合は、喜多方市まちなみ景観形成事業対象団体認定通知書(様式第2号)により認定するものとする。

4 認定団体の代表者は、喜多方市まちなみ景観形成事業対象団体の認定について(様式第3号)により協定者に対して速やかにこの旨を周知しなければならない。

(認定内容の変更の承認等)

第3条の2 認定団体の代表者は、当該認定内容の変更(軽微な変更を除く。)をし

ようとする場合においては、喜多方市まちなみ景観形成事業認定内容等変更認定申請書（様式第3号の2）により、市長の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、事業対象団体認定基準（別記）に基づき申請内容を審査し、その内容が認定基準を満たしている場合は、喜多方市まちなみ景観形成事業認定内容等変更認定通知書（様式第3号の3）により認定するものとする。
- 3 認定団体の代表者は、様式第3号の4により協定者に対して速やかにこの旨を周知しなければならない。
- 4 認定団体の代表者は、当該認定内容について次に掲げる軽微な変更をしたときは、喜多方市まちなみ景観形成事業認定内容等変更届出書（様式第3号の5）により、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
 - (1) 住民協定の名称の変更
 - (2) 認定団体の代表者の変更
 - (3) 認定団体の代表者の住所の変更
 - (4) その他市長が軽微な変更と認めるもの
(事業実施計画の認定)

第4条 この事業を実施しようとする者は、喜多方市まちなみ景観形成事業実施計画認定申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、事業実施計画の認定を受けなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第4号別紙）
- (2) 事業対象団体認定通知書（写）
- (3) 設計図書
 - ア 平面図（全体図及び補助対象箇所図）
 - イ 位置図（協定名称、受益地区及び事業位置を記載したもの）
 - ※日本工業規格A列4番又は3番で、土地境界又は建物形状の分かる図面に、協定区域は青線で縁取り、申請箇所を赤色で塗りつぶして表示する。
 - ウ 配置図
 - エ 立面図
- (4) 工事見積書の写し
- (5) 工事着工前写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、事業実施計画を審査し、その内容が本事業の目的と合致し、申請者の属する住民協定に則したものと判断した

場合は、喜多方市まちなみ景観形成事業実施計画認定通知書（様式第5号）により認定するものとする。

（事業の実施）

第5条 事業実施計画の認定を受けたもの（以下「事業者」という。）は、事業実施計画に基づいて事業を実施しなければならない。

2 事業者は、この事業に着手した場合は、喜多方市まちなみ景観形成事業着工届（様式第6号）により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 事業者は、事業実施の際にはその進行状況を把握し、事業内容に変更が生じた場合は、変更規模の大小にかかわらず、速やかに市担当課に報告し、事務手続に関して相談を受けなければならない。

4 事業者は、この事業が完了した場合は、喜多方市まちなみ景観形成事業完了届（様式第7号）により速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

5 事業者は、事業が完了し補助金を受けた場合は、景観整備状況報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて事業者が属する認定団体の代表者に対し事業の内容を報告しなければならない。

（1） 竣工写真

（2） その他認定団体の代表者必要と認める書類

（助成）

第6条 市は、要綱の定めるところにより、この事業の実施に要する経費の一部について、予算の範囲内で事業者に対し補助するものとし、補助する期間は、事業対象団体として認定を受けた日から起算して10年を経過する日の属する年度までとする。

2 前項により補助する期間を満了した事業対象団体で、実績が第3条第2項に規定する団体認定申請書における住民協定調書の実施希望人数に満たない場合は、申請により補助する期間を事業対象団体として認定を受けた日から10年を経過する日の属する年度の翌年度から10年を限度として延長することができる。

3 前項により補助する期間の延長を受けようとする団体は、喜多方市まちなみ景観形成事業助成期間延長申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1） 住民協定調書（様式第9号別紙）

（2） 住民協定書の写し

（3） 住民協定実施計画書（任意様式）

（4） 位置図

※日本工業規格A列4番又は3番で、土地境界又は建物形状の分かる図面に、協定区域は青線で縁取り、協定者を黄色で塗りつぶして表示すること。)

4 市長は、前項による申請があった場合は、内容を審査し、その内容が適切であると判断した場合は、喜多方市まちなみ景観形成事業助成期間延長通知書（様式10号）により通知するものとする。

（事業の推進及び指導）

第7条 市は、この事業の円滑で適正な推進に資するために必要な推進指導を行うものとする。

（財産の維持及び管理） ※団体の代表者及び事業者

第8条 事業者は、事業者が属する住民協定を遵守し、まちなみ景観及び補助対象物件の維持管理に努めなければならない。

2 認定団体の代表者は、第5条第5項の規定により協定者の事業施行状況を把握し、まちなみ景観の形成を管理しなければならない。

3 前項の管理の期間は、当該事業の補助金交付決定を受けた日から、事業者が属する住民協定の効力が失われる日又は補助対象物件の耐用年数が経過した日のいずれか遅い日までとする。

（進捗状況） ※報告は団体の代表者

第9条 認定団体の代表者は、第5条第5項に基づき受理した報告書を取りまとめ、管理しなければならない。

2 認定団体の代表者は、補助金交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の5月31日までに協定区域内で行われた事業を取りまとめ、喜多方市まちなみ景観形成事業進捗状況報告書（様式第11号）により市長に報告しなければならない。

3 第1項の管理の期間は、事業者が当該事業の補助金交付を受けた日が属する年度の翌年度から始まり、区域内で当該事業者が最後に施行された年度の翌年度から起算して3ヵ年までとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施又は事務の手続等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の第3条第1項第1号の規定により事業対象団体として認定を受けている団体は、改正後の第3条第1項第1号の規定にかかわらず、喜多方市景観形成事業費補助金交付要綱別表に規定する事業を実施することができる。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。